

特別支援教育におけるスクールカウンセラーの役割

— A 県における実態調査から —

Roles of School Counselors in Special Needs Education — Factually Investigating Prefecture A —

渡邊 はるか
(Haruka WATANABE)

Abstract:

This study examines the roles of school counselors in special needs education. A questionnaire survey was administered to 62 school counselors working in middle and high schools in prefecture A; then, an interview survey was conducted with nine of these counselors. The results of the surveys suggested that it was important for the counselors to provide not only counseling but also specific support in cases that required special educational needs. They took on a variety of roles such as giving specific advice through consultations, performing assessments by using intelligence tests or observing student behaviors, and offering direct support for troubled students. However, the results also suggested that adverse issues in the counselors' work environment and their positions within the school support system prevent them from adequately performing their functions. Future challenges to promoting the utilization of school counselors include clarifying their roles and creating an environment that allows them to fulfill these roles.

キーワード : スクールカウンセラー、特別支援教育、校内支援体制

Keywords : School counselor, Special needs education, School support system

1. 問題と目的

2016年4月1日より「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、学校教育の現場ではこれまで以上に障害のある児童生徒への支援の在り方について関心が高まっている。2007年度に特別支援教育が本格始動してから今日に至るまで、通常の学級においても様々な実践が行われ、発達障害をはじめとした特別な教育的支援が必要な児童生徒に対する支援が展開されてきた。今後、より一層、支援の充実が望まれている中、学校現場が抱えている課題は多数ある。

2012年12月に文部科学省初等中等教育局特別支援教育課により報告された「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」によると、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難がある児童生徒は6.5%（推定値）いることが明らかになっている。この調査は、発達障害の専門家チームや医師による判断ではなく、担任教師からみでの気づきの結果である。この6.5%の児童生徒の内、さらに校内委員会で特別な教育的支援が必要だと判断された児童生徒は18.4%、必要だと判断されてい

ない児童生徒が79.4%であったことが報告されている。校内委員会とは、特別支援教育に関する委員会であり、発達障害を含む障害のある児童生徒、または疑われる児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行う組織である。この校内委員会で「支援の必要性あり」と判断された児童生徒は、現在と過去を含み、何らかの教育的支援を受けているのに対して、「支援の必要性なし」と判断された児童生徒の多くは、特に支援を受けていない場合が目立つ。同調査では、「支援の必要性なし」と判断された児童生徒に関して、校内委員会での検討自体がなされていないケースを含む可能性を指摘している¹⁾。日常的に児童生徒と関わる担任が、特別な教育的支援が必要であると捉えていても、全校的な組織である校内委員会での検討がなされていない場合やそでの支持が得られない場合には、十分なサポートを受けることができていないという実態がうかがわれる。その結果、担任が一人で対応に苦慮しており、当該の児童生徒は困難感を抱えながら学校生活を送っていることが推察される。

特別な教育的支援を必要とする児童生徒の学校生活を支援するためには、担任のみではなく学校組織として対応していく必要がある。特殊教育から特別支援教育への転換が図られた際、特別支援教育の体制を整備するために、特別支援教育コーディネーターの指名や校内委員会の設置等が呼びかけられた。2015年に報告された文部科学省による「特別支援教育体制整備状況調査」における数値を見る限りでは、多くの学校で校内支援体制は整備されてきている²⁾と言える。しかし先に指摘したように、実際には十分に機能していないという現状もうかがえる。特別支援教育がめざす、一人ひとりの子どもの教育的ニーズを把握し、適切な教育を行う為には、一人ひとり異なる障害特性や発達段階を理解して支援することや障害のある児童生徒が共に学ぶ環境の中で生じる様々な課題を把握し、適切に対応すること等が求められる。これらは個人では到底できないことであり、教育の専門家である教師だけではなく、心理・発達の専門家やコーディネートの専門家が必要とさ

れ、連携体制の中で支援をしていくことが求められる。

現在、学校教育の現場には、スクールカウンセラー（School Counselor：以下、適宜SCと表記する）が、心理の専門家として配置されている。SCの多くは、基本的には非常勤職員であるが、定期的に学校と関わる機会をもっている専門家の一人として有効活用が期待される。「特別支援教育体制整備状況調査」によると、特別支援教育に関する専門家チームの活用は増加傾向にあるものの十分とは言えない。この専門家チームとは、「幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校等に対して発達障害等か否かの判断、望ましい教育的対応等についての専門的意見を示すことを目的として、教育委員会等に設置された、教育委員会関係者、教員、心理学の専門家、医師等の専門的知識を有する者から構成する組織」のことである。2015年度の調査では、専門家チームの活用状況は、公立小学校で62.4%、公立中学校で53.7%、公立高等学校で36.0%という結果である³⁾。特別支援教育を充実させていくためには、外部の専門家チームの活用を促進させることも必要だが、身近な専門家として、SC（心理の専門家）の積極的な活用が期待される。

2007年の文部科学省の「特別支援教育の推進について（通知）」では、特別支援教育におけるSCの活用について以下のように言及している。いじめや不登校などの表面に現れた現象のみにとらわれず、その背景に障害が関係している可能性を十分に留意して対応する必要性があることを指摘し、対応にあたっては特別支援教育コーディネーターをはじめ、養護教諭、スクールカウンセラー等と連携した支援体制を整備することが重要であると述べている⁴⁾。実際にSCが日々、関わる事例において発達障害のある児童生徒がかなり含まれていることが推察される。小野寺・池本は、SCとして勤務した中学校での事例分析から、対応した事例の54%に発達の偏りが見られたことを指摘している。さらにSCがアセスメントを行い、特別支援教育のリソースや支援方法を提供することで生徒が心理的に安定していったことを報告して

いる。また教員へのコンサルテーションを通じて、教員の生徒理解に質的な変化が生まれ、特別支援教育の視点が深まるという効果が見られている⁵⁾。このようにSCが特別支援教育に関与し、活躍できる可能性が指摘されている。

現在、SCが向き合う児童生徒の課題は、①不登校、②いじめ問題、③暴力行為、④児童虐待、⑤友人関係、⑥非行・不良行為、⑦家庭環境、⑧教職員との関係、⑨心身の健康・保健、⑩学業・進路、⑪発達障害等、⑫その他と多様である。これらの課題は単一の問題として生じているのではなく、重なり合うことが多い。SCは、元々いじめや不登校に関する対応として導入された経緯があるが、現在では、児童生徒の抱える問題が多岐に渡り、複雑化している現状がある⁶⁾。既に指摘したようにこれら問題の背景には発達障害に関する問題が関係していることもある⁷⁾。このような中で、通常の学級では特に発達障害を中心とした特別支援教育に関するニーズが高まっており、教員とSCが連携し、支援していくことが求められている。

2007年の教育相談等に関する調査研究協力者会議の「児童生徒の教育相談の充実について—生き生きとした子どもを育てる相談体制づくり—(報告)」では、SCは「児童生徒が抱える問題に学校ではカバーし難い多くの役割を担い、教育相談を円滑に進めるための潤滑油ないし、仲立ち的な役割を果たしている」としている。その主な役割とは、①児童生徒に対する相談・助言、②保護者や教職員に対する相談、③校内会議等への参加、④教職員や児童生徒への研修や講話、⑤相談者への心理的な見立てや対応、⑦ストレスチェックやストレスマネジメント等の予防的対応、⑧事件・事故などの緊急対応における被害児童生徒の心のケアである⁸⁾。

これらの役割は特別支援教育に関する課題への対応にも共通する部分が多い。岩瀧・山崎は、小学校教員を対象とした意識調査から、特別支援教育において心理職に期待する役割を明らかにしている。その結果、「教員コンサルテーション」「授業補助」「保護者支援」「心理査定」「児童援助」の5つが期待する役割として

挙げられている。これら5つの役割と教員が感じている困難との関係を検討した結果、特別支援教育に関する知識の少なさや対象児童の保護者から期待をされていることに不安を抱いている教員は、心理職に対して、①専門的な助言および教員とは異なる見地からの情報提供、②対象児童の保護者の面接やその対応、③配慮を要する児童のピックアップや現状の査定、④全ての児童への心理的サポートを期待していることが指摘されている⁹⁾。以上のようにSCには、教員とは異なる立場で、特別支援教育においてその専門性を発揮することが期待されると言える。SCは特別支援教育の制度がはじまる前から学校に導入されており、その歴史の中で障害のある児童生徒に関する支援に関わってきたことが推察される。しかし具体的にどのような役割を果たしているのかについては、明らかにされていない。今後、特別支援教育におけるSCの活用を促進していくためには、まず現状を把握する必要がある。これまでは事例を中心とした研究はあるものの、SCが行っている活動の全体像を把握するような調査は十分になされていない。

そこで本研究では、SCが特別支援教育に関与して行っている活動の実態を調査し、現状を明らかにする。校内支援体制におけるSCの位置づけ、支援内容、SC自身が考える役割、現状の課題を明らかにし、今後の特別支援教育におけるSCの役割を検討することを目的とする。

2. 方法

(1) 調査手続き

第1次調査：A県教育委員会のSC担当部署に研究の趣旨を説明し、許可を得た上でSCが勤務する中学校及び高等学校に郵送法にてアンケート用紙を配布した。

第2次調査：第一次調査の際に、後日実施する1時間程度のインタビュー調査の協力者を募った。回収の際に調査協力の申し出をしてもらい、後日、メール及び電話で連絡を取り、インタビュー調査の日程を調整した。

倫理的配慮：第1次調査及び第2次調査は、共に任意の調査であること、調査上知りえた情報

は本研究の目的以外には使用しないこと、個人情報保護について説明文書に明記した上で、調査協力を求めた。第1次調査は無記名で実施し、個人が特定されないように配慮した。第2次調査では、連絡調整のために入手した氏名を匿名化し、データはID番号で管理、処理をした。なお本研究の実施にあたり、目白大学倫理審査委員会に申請し、認証を受けた。

(2) 対象

第1次調査：A県の公立中学校及び高等学校でスクールカウンセラー活動に従事する237名を対象とした。有効回答者は62名（男性11名、女性51名）、回収率は26.2%であった。62名の内、7名（男性1名、女性6名）は高等学校の所属であった。

第2次調査：第1次調査の回答者の中から、第2次調査協力の申し出があった9名（女性9名）を対象とした。中学校所属6名、高等学校所属3名であった。

(3) 調査時期

第1次調査：2013年2月中旬に一斉に各学校宛にアンケート用紙を配布し、3月末に郵送法により回収をした。

第2次調査：2013年5月から9月にかけて、半構造化面接によるインタビュー調査を個別に実施した。

(4) 調査内容

第1次調査：自作のアンケート用紙を用いて、以下の質問をした。SC自身に関する項目として、主として所属する学校種、保有する資格や免許について質問した。所属校に関する状況として、特別支援教育コーディネーター指名の有無、特別支援教育に関して検討する場（校内委員会などの会議）の有無、SCが検討会議のメンバーに含まれているかについて質問した。特別支援教育に関する活動実態に関する項目として、支援内容について複数選択で回答を求めた。なおこれらアンケートの作成にあたり、事前にA県のSC配置担当者に内容の確認をもらった。

第2次調査：インタビュー調査では、勤務校の様子、特別な教育的支援が必要なケースに関する活動、特別支援教育に関するSC活用の在り方、実践上の課題や困難点、その他について、約1時間程度で聴き取った。同意を得た上で、ICレコーダーにて録音した。

(5) 分析方法

アンケートデータは、IBM社のSPSS.ver24を用いて記述統計を行った。インタビューデータに関しては、児童教育学を専攻する大学生2名の協力を得て、逐語録を作成した。語られた内容について、岩瀧・山崎が心理職に期待する役割として挙げた【教員コンサルテーション】【授業補助】【保護者支援】【心理査定】【生徒援助（本研究では対象が中学生以上のため、「生徒」と変更した）】の5つの観点及びこれらに含まれないものは【その他】と分類整理した。分類の妥当性を確保する為、さらに第3者に逐語録と分類一覧表を照合してもらい、確認と修正を得た。その上で筆者と照合した第3者の2名で協議を行い、最終的な分類を確定させた。

4. 結果

(1) カウンセラーの専門性について

保有している資格や免許について複数回答で求めた。カッコ内は高等学校所属を示す。上位に挙げたのは、「臨床心理士」42名（5名）、「中学校教諭」17名（1名）、「高等学校教諭」14名（1名）、「学校心理士」11名（1名）、「小学校教諭」9名（2名）、「特別支援学校教諭」9名であった。その他には臨床発達心理士や特別支援教育士等があった。

(2) 特別支援教育の体制整備の状況について

特別支援教育コーディネーター指名の有無：中学校では、「あり38名（69.1%）」「なし11名（20.0%）」「不明6名（10.9%）」であった。高等学校では、「あり4名（57.1%）」「なし1名（14.3%）」「不明2名（28.6%）」であった。

特別支援教育に関する検討の場（校内委員会等）の有無：中学校では「あり28名（50.9%）」「なし27名（49.1%）」であった。高等学校で

は「あり3名（42.9%）」「なし4名（57.1%）」であった。

SCが構成メンバーの一員であるか：中学校では、特別支援教育に関する検討の場があると回答した28名の内、SCが「構成メンバーである12名（42.9%）」「構成メンバーではない16名（57.1%）」であった。高等学校では、「あり」と回答した3名全員（100%）が「構成メンバーである」と回答した。

（3）SCの活動について

主な支援内容：中学校における特別支援教育に関するSCの活動を表1にまとめた。上位に挙げたのは、保護者面接44名、本人面接42名、コンサルテーション39名、行動観察31名、生徒指導部会への参加17名、ケース会議への参加17名であった。高等学校における活動については、同じく表1のカッコ内に示した。上位に挙げたのは、本人面接とコンサルテーションがともに4名、保護者面接、ケース会議への参加、教育相談部会への参加がともに3名、校

内委員会への参加、環境調整がともに2名であった。これらを岩瀧・山崎の5つの役割に分類したところ、【保護者支援】には「保護者面接」、【本人援助】には「本人面接」、【教員コンサルテーション】には「コンサルテーション」「生徒指導部会、ケース会議等の会議への参加」、【心理査定】には「行動観察」「心理検査」「巡回」、【授業補助】には「学習支援」、【その他】には「環境調整」「研修」等が含まれた。

（4）特別支援教育におけるSCの役割

インタビュー調査で特別支援教育におけるSCの役割について聴き取った結果を【教員コンサルテーション】【授業補助】【保護者支援】【心理査定】【生徒援助】の5つの観点及びこれらに含まれないものは【その他】と分類整理した。岩瀧・山崎によると、【教員コンサルテーション】は教員とは異なる視点や立場からの情報提示や教員との連携・協働のことである。【授業補助】は心理職が直接、授業が行われている教室に入り、子どもへのサポート提供をす

表1 特別支援教育に関してスクールカウンセラーが実践している活動

役割	活動内容	人数
保護者支援	保護者面接	44 (3)
本人援助	本人面接	42 (4)
教員コンサルテーション	コンサルテーション	39 (4)
	生徒指導部会	17 (0)
	ケース会議	17 (3)
	教育相談部会	15 (3)
	校内委員会	9 (2)
心理査定	行動観察	31 (1)
	心理検査	10 (1)
	巡回	3 (0)
授業補助	学習支援	0 (0)
その他	環境調整	13 (2)
	研修	8 (1)
	進路指導	8 (1)
	IEP作成	6 (0)
	その他	4 (1)

複数回答

ることである。【保護者支援】は対象生徒の保護者に直接、対応することである。【心理査定】は心理職による配慮を要する子どもの状態をアセスメントすることである。【生徒援助】は特別支援教育の対象生徒および対象外の生徒をサポートしていくことである¹⁰⁾。はじめにインタビュー協力者9名の結果の一覧を表2に示す。

【教員コンサルテーション】に関しては、9名全員が経験を有していた。会議の場での公的なコンサルテーションと日常的なコミュニケーション内のコンサルテーションが行われていた。公的なコンサルテーションは、生徒指導部会、教育相談部会、ケース会議といったSCが構成メンバーとして位置づけられている会議の中で行われていた。日常的なコンサルテーションは、教員への報告や教員からの個別相談の際に行われていた。その他には、相談という枠組みではなく、職員室での何気ない会話からコンサルテーションに発展することも報告された。コンサルテーションの内容は、生徒への対応の在り方、検査結果の説明、個別の指導計画作成、保護者対応の在り方、校内支援体制作り、専門機関との連携についてであった。

【授業補助】に関しては、一斉授業における具体的な活動事例は挙がらなかった。個別の別室指導をしている学校では、教科担任と同様に

SCも部屋担当として配置されており、学習指導に関わっている1事例があったが、通常の一斉授業でSCが直接、支援をしている事例は報告されなかった。

【保護者支援】に関しては、9名全員が経験を有していた。相談の経緯としては、保護者自らの申し出、生徒の来談がきっかけで保護者と連携、担任からの紹介が挙げられた。特別な教育的支援を必要とする生徒の保護者の相談で挙がる内容は、学校生活における問題、家庭生活における問題に大別された。これらの問題の背景として、保護者が障害またはその疑いを認識している場合と保護者の認識はなかったが相談の過程でSCが気づく場合があった。相談内容をさらに具体化すると、学校生活における問題では、不登校、いじめ、学業不振、進路選択、教員との関係性に関する問題が挙げられた。家庭生活における問題では、反抗的な態度、非行、障害理解に関する夫婦間の意見相違が挙げられた。その他、障害者手帳取得に関する相談、発達障害の疑いや診断に関する直接的な相談が挙がった。具体的な対応は、生じている問題に対する助言、保護者の不安を取り除くカウンセリング、学校に対する要望の連絡調整、外部専門機関の紹介等であった。

【心理査定】に関しては、7名から特性の把握や支援計画作成において活用される知能検査

表2 各インタビュー事例における特別支援教育に関する役割の状況

事例	所属	校務分掌における役割	特別支援に関する役割	教員コンサルテーション	授業補助	保護者支援	心理査定(検査実施)	心理査定(巡回・行動観察)	生徒援助	その他、特別な活動
A	中	△	×	○	-	○	×	○	△	全員面接
B	中	○	×	○	-	○	×	○	△	全員面接
C	高	△	×	○	-	○	-	-	○	生徒対象の授業とアンケート、教員対象の研修
D	高	○	○	○	-	○	○	-	○	文書配布
E	高	○	○	○	-	○	-	-	-	文書配布
F	中	○	×	○	-	○	○	○	○	個別の指導計画作成
G	中	△	×	○	-	○	○	○	○	校内巡回
H	中	△	△	○	△	○	×	○	○	日誌と口頭報告による情報共有
I	中	○	○	○	-	○	×	○	○	校内巡回、支援ファイル作成

校務分掌における役割：○役割あり、△役割はあるが参加経験なし

特別支援に関する役割：○役割あり、△役割はあるが参加経験なし、×役割なし

教員コンサルテーション：○経験あり

授業補助：△個別指導の経験あり、-言及なし

保護者支援：○経験あり

心理査定(検査実施、巡回・行動観察)：○経験あり、×経験なし、-言及なし

生徒援助：○個別対応の経験あり、△全体対応の経験あり、-言及なし

や認知能力検査の実施に関する実情が報告された。検査を用いた心理査定は、経験あり3名と経験なし4名に分かれ、2名は言及なしであった。さらに検査の実施については「依頼があれば積極的に実施した方が良い」という意見と「SCが実施することは望ましくない」という意見に分かれた。実施に肯定的な立場（3名）からは、「WISC-IVを実施して、生徒の特性を把握し、対応に活用している」「教師に生徒の実態を説明し、共通理解するのに役立っている」という意見が挙げられた。実施に否定的な立場（4名）からは、「実施者は学校外の第三者であった方が生徒にとって良い」「SC一人の判断よりも、医療機関や教育相談機関において複数の専門家の目の中で実施した方が良い」「実施に関する責任の問題があり、怖さを感じる」「A県から実施の可否について明確な指示がない為、できない」という意見が挙げられた。実施に否定的な立場のSCは、実際に依頼があった場合は、学校外の専門機関を紹介する、断るなどの対応をしていた。その他「学校に道具がないため、実施できない」「予約が埋まっており、時間確保が難しい」という意見も挙げられた。

【生徒援助】に関しては、9名中6名から具体的な事例が報告された。相談の経緯は、生徒本人からの申し出、教員からの紹介、SCからの声かけが挙げられた。SCからの声かけの場合は、別室登校や個別指導を受けている生徒に直接働きかけたという事例が報告された。相談内容は、体調不良、学業不振、対人関係、パニック、ストレス、学校生活の不応等であった。SCが行った支援は、傾聴と共感的理解を中心としたカウンセリング、学校生活で生じている具体的な困難に対応する方法について助言、ソーシャルスキルトレーニングの実施、クールダウンやリラクゼーションの場として活用、自己理解への支援などであった。特別支援教育に関するSCの活動として、当該生徒以外の全体へ

の関わりは報告されなかった。

【その他】の活動には、生徒との関わりと教員との関わりに大別された。生徒との関わりにおいては、入学時に全生徒を対象とした短時間の面接を実施している学校があり、スクリーニングの役割や生徒とSCをつなぐきっかけ作りとして機能していることが報告された。その他にもSCは、面談がない時間に校内を回る、給食時間に各教室を回る、学校行事に参加する、掃除と一緒にする、部活を見学するなど、生徒と関わる機会を意図的に設けていた。その他、心の教育という授業やアンケート調査が実施されていた。

教員との関わりにおいては、発達障害に関する研修の実施、発達障害理解に関する文書の配布、校内支援体制の構築などが挙げられた。教員対象に向けた文書の配布には2タイプあり、全教員に向けて一斉に配布するのは、一般的な知識を説明し、理解を深める目的で行われていた。この取組は、研修と同様の効果が期待されるとし、研修機会を調整する手間が必要ない為、気軽に実施できるとして行われていた。先生方のニーズを察知して、タイミングよく発信することがポイントであると語られた。個別の教員に向けた文書の配布は、直接のやり取りの代わりに当該生徒の状況や対応方法を伝える目的で行われていた。口頭ではなく文書に残すことで、互いに確認できるというメリットがあると語られた。校内支援体制の構築に関しては、SCが中心となった個別事例を検討するケース会議の開催、既存の部会の再編成の提案等が行われていた。

(5) SCが課題として捉えていること

インタビューでは、特別支援教育に関するSCの活用を促進する上で課題だと感じていることを挙げてもらった。課題として挙げられたのは、「校内支援体制」「教員の理解・教員の勤務環境」「SCの勤務環境」「支援の在り方」である。

「校内支援体制」に関しては、「会議に関すること」「人材に関すること」が挙げられた。

会議に関しては、開催回数が不十分（不定

期、未実施)、十分な機能を果たしていない(情報交換で終わっている、具体的な検討ができていない)、構成メンバーの不備(SCがメンバーに含まれていない、直接の関係者が参加するとは限らない)、情報共有が不十分であること(学校全体で共有する機会がない、SCに情報が入ってこない)が挙げられた。人材に関しては、特別支援教育の専門性を有する教員が少ない(またはいない)、特別支援教育コーディネーターの力量不足、個別対応の人材が確保されていない、外部専門家が有効活用されていないことが挙げられた。

「教員の理解・環境」に関しては、無理解による不適切な対応(障害特性を無視した対応、支援の必要性に対する認識が薄い)、教員間における温度差(特別支援教育に関する知識や関心に差)、教員の業務の多忙さ(具体的な支援に手が回らない、SCと連携する時間がない)、SCへの相談に対する抵抗(自身の指導力の問題だと捉えて相談しにくい傾向、SC活用に関する意識が低い)が挙げられた。

「SCの勤務環境」に関しては、不十分な勤務体制(週1日では十分な活動ができない、教員と勤務時間がずれているため連携が困難、勤務日が固定されているためタイムリーな支援ができない、教員との交流が少なく疎外感がある)、相談室の環境が不十分(相談室の場所が不便、検査道具がない)、校内組織におけるSCの位置付けが不十分(特別支援に関する役割を期待されていない、不登校やいじめ対応と限定された役割、分掌に組み込まれていない)が挙げられた。

「支援の在り方」に関しては、個別の指導計画の作成と管理が不十分(作成はしているが更新はしていない、有用な計画を作成できていない)、一斉授業における支援が不十分(通常の学級における個別支援には限界がある、診断がない生徒やクローズの生徒に対する支援が課題)、行動面の困難に対して学習面の困難に対する支援が不十分であること(教員の気づきに差がある、学習面の困難は2次障害へ発展するリスクが高いにも関わらず、支援が行き届かない)が挙げられた。

(6) SCの積極的な活用に関する意見

インタビューでは、特別支援教育におけるSCの活用を促進するための具体的な意見を求めた。その結果、SCの役割を明確に打ち出すこと、自らできることを発信することが挙げられた。SCに求められる役割に関しては、「アメリカのスクールサイコロジストのように個別相談とコーディネーションの両方ができる人材が求められる」という意見が挙げられた。SCができることに関しては、既実践していることで述べた【教員コンサルテーション】、【保護者支援】、【心理査定】、【生徒援助】が繰り返し、挙げられた。さらに「研修会の実施」「支援体制の構築」「対応に悩む教員や保護者のエンパワーメント」が挙げられた。実現には至っていないが、【授業援助】に関しても力を発揮できるという声があった。補助員のような役割として、SCを学習支援に活用することが有効ではないかという意見が挙げられた。

5. 考察

(1) 校内支援体制とスクールカウンセラーの位置づけ

特別支援教育の校内支援体制に関して、SCを通じた今回のアンケート調査では、特別支援教育コーディネーターの指名や校内委員会等の検討会議の場は、十分に整備されているとは言えない結果であった。特に校内委員会の設置は、文部科学省が実施している調査と比較すると、かなり低い数値値となっており、ずれが見られる。インタビュー調査からは、これらの背景として二つの可能性が見えてきた。一つは、SCが十分に把握できていない場合である。あるSCは、特別支援教育コーディネーターの存在や校務分掌における自身の位置づけを把握していなかった。不登校やいじめ問題では活用されているが、特別支援に関しては関係者に含まれていないことを指摘し、関わりが少ない為にわからないということであった。アンケート調査でコーディネーターの指名に関して「不明」という回答者が10%もいることから校内支援体制を把握できていないSCがいる可能性が示唆される。SCは非常勤職員であり、勤務日以

外の学校の動きを十分に把握することが難しい立場にある。直接、関わっていること以外の情報が入りにくい点は校内支援体制に関する課題としても指摘されている。この問題を改善するためには、SCが雇用される年度初めに校内支援体制を含む学校全体の組織体制に関する説明を十分に受けること、校務分掌上にSCの役割を明確に位置づけること、勤務日以外の情報を把握する仕組みを作ることが必要だと考える。またSC自身も関心をもち、学校全体の様子を把握するために働きかけることも必要となってくる。既に指摘したようにSCが関わる不登校やいじめの背景に発達障害の問題が隠れているケースは多々あり¹¹⁾、特別支援教育に関する校内支援体制を把握した上で対応することが望まれる。

もう一つは、校内委員会とは別の形で実施されている場合である。アンケート調査では校内委員会がある学校は約半数であり、且つSCはメンバー外であることが明らかとなったが、インタビュー調査からは特別支援に特化した会議はないものの、教育相談や生徒指導の会議の中で実施されている場合があることが判明した。各学校の実状に応じて臨機応変に対応している様子がうかがえる。だが会議の時間には限りがあり、個別のケース検討には至らないことも指摘されており、十分だと言えない。またこうした会議も含めて全く実施していないという学校もあり、学校間でかなり差がある様子である。名称や主たる目的は様々であるが、特別支援に関する検討の場がきちんと設定されていること、SCがそのメンバーに位置付けられていることが重要だと考える。今回の調査からは、特別支援教育に関する校内支援体制にSCが明確に位置づけられているとは言えない状況が見えてきた。役割の明確化は、円滑な運用において重要であり、土井・加藤は、SCの職務内容の明確化が教員との連携促進において効果をあげていくことを指摘している¹²⁾。特別支援教育に関するSCを含めた校内支援体制の整備は喫緊の課題だと言える。

(2) 特別支援教育におけるスクールカウンセラーの役割

SCが実際に行っている活動に関しては、保護者面接、本人面接、コンサルテーションが上位に挙げられた。特別支援に関する事例においても、他の事例と同様に面接を通じた相談・助言、コンサルテーションを中心にその役割を果たしていることが明らかとなった。また個別対応を中心としながら、関係者の間で情報共有を行い、連携体制を構築して支援にあたっていることが明らかとなった。特別支援に関する相談の場合、傾聴や共感的理解を中心としたカウンセリングに加え、具体的な支援が求められていることが多い。支援を行うにあたっては、支援者と当事者が十分に話し合い、支援の在り方を決定していく必要がある。SCは、個々の話を聴くだけでなく、保護者、生徒、学校をつなげる役割を果たしていると考えられる。よって教員との連携は必要不可欠であり、【教員コンサルテーション】はSCに求められる重要な役割だと言える。【教員コンサルテーション】は教員をエンパワーメントする機能を有し、保護者や生徒への支援の充実につながるものである。またSCと教員が役割分担をし、組織としての対応を方向付ける機能があると考えられる。

次に、教員がSCに期待する【保護者支援】や【生徒援助】は、教員とは異なる立場から関わることに意味があると考えられる。【保護者支援】に関しては教員が保護者と関わることの難しさが指摘されている¹³⁾。特に保護者に発達障害への気づきや支援ニーズがない場合は、具体的な支援を行う上で高いハードルとなっている。そこでSCは、教員の代わりに、発達の遅れや偏りから生じる課題に目を向かせること、個別支援の必要性を理解してもらうこと、医療機関への受診をすすめること等を実施していた。専門家の視点から生徒の実態を伝え、支援に結び付ける役割を果たしていると言える。だが保護者の立場に寄り添いながら、生徒の課題に目を向かせることは容易ではなく、保護者の理解を十分に得られない場合も考えられる。保護者と良い関係性を築き、つながりを継続していくためには、SCが単独で行うのではなく、学校組織

として対応することが求められる。一方、既に保護者に気づきやニーズがある場合にも、SCならではの役割があると考えられる。SCは、面接の中で学校に対する不満や要望、家庭内の問題など直接、教員には言いにくい話を聴くことがある。教員が把握できない部分を捉える役割を果たしていると言える。またSCは、双方の話を聴くことで、多様な側面から生徒の実態を捉えて支援に結び付ける役割を果たすことができる。やはりここでも校内支援体制が整備されており、SCと教員が連携して対応できることが重要である。

【生徒援助】に関しては、教師の指導とは異なる立場で、生徒と向き合うことが期待されている。今回の調査で明らかとなった特別支援に関してSCが関わった事例では、生徒自身の困り感は様々な形で生じていた。いじめ、不登校、非行、学習面の問題、対人関係の問題など表出の仕方は一人ひとり異なっている。中には本人の困り感が薄い場合もある。このような中で、SCは一人ひとりの実態に応じて多様な対応をしていた。特別支援教育としての特徴的な対応として、ソーシャルスキルトレーニングや学習面の躓きに対する具体的な対応が見られた。例えば、自閉症スペクトラム障害のある生徒に対しては、困った時、他者に助けを求める方法をロールプレイ形式で練習をしたり、学習障害のある生徒に対しては、ノートの取り方やテスト勉強の方法を具体的に提案し、相談室で実際に取り組んだりしていた。SCが関わる生徒の多くは、通常の学級に在籍している。通級による指導など、個別の課題に応じた特別支援教育を受けていない生徒が多い。担任が一斉指導の中で十分に対応することが難しい点について、SCが個別に支援をしている事例が報告された。SCの役割は、相談や助言が中心とされているが、特別支援教育においては、より踏み込んだ対応も期待されていると言える。本来は特別支援教育の専門家による指導や特別支援教育支援員によるサポートが求められるが、十分な資源がない学校も多い。そこで現在ある校内資源として、多様な形でSCを活用している実態が明らかとなった。

現在、こうした個別の対応は主に相談室の中で行われているが、特別な教育的ニーズのある生徒には、個別支援だけでなく一斉授業における支援も必要とされている場合が多い。しかし今回の調査においては、SCが行っているのは個別の生徒援助だけで、教員が期待する一斉授業における【授業補助】という形での支援は実行されていない。その背景を、SCが教室へ行くことに対する躊躇いと専門性の違いという観点から検討する。躊躇いに関しては、SCが教室に行く際には、「廊下から覗くなど気がつかっている」、「担任の反応が気になる」「生徒の反応が気になる」等が報告されている。こうした担任との関係性における躊躇いを解消し、教室の中で協働するには、事前の相互確認が重要である。しかし現状はSCと教員が十分に打ち合わせをする時間はなく、計画的に授業補助をすることが困難な状況があると考えられる。次に生徒との関係性における躊躇いは、SCが直接関わる生徒は一部の生徒である場合が多く、身近な存在ではないことが影響していると考えられる。SCの活動は主に相談室を中心に行われているが、このことを問題視し、様々な工夫をしているSCがいる。給食や掃除などの活動に共に参加することで、生徒の生活の中に入りこむ努力をする、全員面接を行いSCの存在を知ってもらい、話をするきっかけを作る活動が報告されている。生徒との関係性は、このようにSCが学校生活のあらゆる場面に存在し、さりげなく支援をする役割を果たすことにより改善が期待できる。

次に専門性の違いという点から検討していく。今回、SCの専門性に関する調査からは、心理の資格以外にも教員免許を有するSCが複数名いたが、SCはあくまでも教員とは異なる心理の専門家としての役割が期待されている。よって授業という教員の専門性を発揮する部分で、どこまで関わるができるかについては、さらなる研究を行い、精査する必要がある。今後は、教員がSCに求める授業補助の内容を具体化し、SCが提供できる支援とのマッチングをしていくことが課題である。SCは、教員とは異なり、生徒を評価する立場にはいな

い。このSCがもつ外部性や第三者性と言われる特徴は、相談活動を円滑に進めていく上で重要な点である。今後は、学習面の支援に直接関わることは是非やSCの専門性を活かした授業補助の在り方について慎重な検討が必要だと考える。

最後に【心理査定】に関しては、直接的なアセスメントと間接的なアセスメントの両側面から行われていることが明らかとなった。直接的なアセスメントには、生徒との面接、心理検査の実施、行動観察、校内巡回という形で、当該生徒から直接捉える方法がある。SCが行う活動の実態から、実施の程度は、生徒面接、行動観察、心理検査、巡回の順であることがわかった。面接や検査は相手の同意がないと実施できないものであるが、行動観察や巡回は同意がなくてもできるものである。よってSCが、相談室に留まらず、給食、掃除、部活など多様な場面へ出向き、生徒の様子を把握することは具体的な支援を提案する上で有効だと考える。SCは日頃から校内を巡回し、その中で気になる生徒をピックアップする。その生徒について、より詳細な実態を把握する為に、ターゲットを定めた行動観察を行う。さらに本人の了解が得られる場合には、面接を通して直接のアセスメントをすることができる。このように状況に応じて複数のステップでアセスメントをしていくことがSCには求められる。一方、知能検査や認知能力検査は、客観的な指標をもとに生徒の特性を把握し、支援を検討する上で有効活用できるものである。だが現状では、検査道具や検査用紙の有無には学校間で差がある。また検査の実施及び解釈に関する専門性は各SCにより異なっている。このような状況の中、実施の可否に関する明確な指針もなく、個別の判断で対応している現状は問題だと言える。まずは検査を用いた心理査定に関して、指針を定める必要がある。その上で、指針に応じたSCの専門性育成が求められる。

間接的なアセスメントは、当該生徒と直接関わらなくても生徒のことをよく知っている者から話を聴くことで行われている。教員や保護者との面接、コンサルテーションは、間接的なア

セスメントの役割も果たしていると考えられる。SCには、多様な方法で専門的な立場からの見立てを行い、支援へつなげていく役割が期待されていると言える。

以上のようにSCに期待される5つの役割は、【授業補助】を除き、多様な形で実践されており、その役割を果たしていることがわかった。しかし実践にあたり多くの課題があることも示唆された。特にSCの勤務環境に関しては、現場のSCからは改善の要望が挙げられている。非常勤職員であることは、外部性というSCの立ち位置を確保する上では有効に機能しているかもしれないが、連携体制を構築し、タイムリーな支援を展開する上では支障をきたしている。またSCをはじめとした各教職員の役割を明確化する校内支援体制の整備にも課題が残されている。本研究からは、SCが行っている活動には、SC自身や学校により差があることが示唆された。特別支援教育に関する校内支援体制においてSCがどう位置づけられているかは、学校により違いがあり、期待される役割は異なっている。またSCの専門性によっても実践している役割に違いがあることが推察される。このことは特別支援教育におけるSCの活用を促進する上で大きな課題となる。今後は、SC活用の基本方針を明確化すること及びSCの専門性として一定水準を確保することが必要である。その上で、各学校の状況において柔軟にSCを活用することが望まれる。

(3) 今後の課題

本研究は、特別支援教育におけるスクールカウンセラーの役割を検討すること目的とし、岩瀧・山崎が指摘する5つの役割という観点から、分析と考察を進めた。校内支援体制におけるSCの位置づけ、SCが実践している役割、課題を明らかにしたが、下記の点においては課題が残されている。

1点目は、データ数が十分ではなく実態を明らかにできたとは言いきれない点である。具体的な取組事例に関しても、一部の実践であり、一般化することは難しい。今後はさらにデータ数を増やして、全体像を把握する必要がある。

2点目は、SCの取組の効果が検証されていない点である。今後は、効果との関連から役割について検討していく必要がある。3点目は、中学校と高等学校の違いを十分に検討することができなかった点である。義務教育である中学校と入試、選抜がある高等学校では、特別支援教育に関するニーズに違いがあると考えられる。

最後に、教育の専門家である教員と心理の専門家であるSCが、互いの専門性を活かして特別な教育的ニーズのある児童生徒の学校生活を支えるためには、役割の明確化と支援体制の整備が課題だと言える。そのためには、SCだけではなく、SCを活用する教員、学校組織の視点からも研究を深めていく必要がある。現在、学校現場では、社会福祉の視点から取り組むスクールソーシャルワーカーの導入が進んでいる。今後は、スクールソーシャルワーカーとの連携や役割の異同をふまえて、さらなる研究が必要である。

【引用文献】

- 1) 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課、「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/_icsFiles/afieldfile/2012/12/10/1328729_01.pdf (最終アクセス2016/8/2) (2012)
- 2) 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課、「平成27年度特別支援教育体制整備状況調査結果について」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/_icsFiles/afieldfile/2016/05/13/1370505_02.pdf(最終アクセス2016/8/2) (2015)
- 3) 前掲2)
- 4) 文部科学省初等中等教育局、「特別支援教育の推進について(通知)」
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/07050101.htm (最終アクセス2016/8/2) (2007)
- 5) 小野寺利律子・池本喜代正「通常の学校における特別支援教育体制へのスクールカウンセラーの関与(その1)―生徒と教員への働きかけ―」、宇都宮大学教育学部教育実践総合センター紀要、37、pp183-190 (2014)
- 6) 文部科学省初等中等教育局生徒指導課、「平成26年度スクールカウンセラー等活用事業実践活動事例集」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2016/06/22/1372332_1.pdf (最終アクセス2016/8/2) (2015)
- 7) 小野寺利律子・池本喜代正、「通常の学校における特別支援教育体制へのスクールカウンセラーの関与(その2)―学校不適応状態と発達障害との関連について―」、宇都宮大学教育学部教育実践紀要、1、pp14-20 (2015)
- 8) 教育相談等に関する調査研究協力者会議、「児童生徒の教育相談の充実について―生き生きとした子どもを育てる相談体制づくり―(報告)」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/066/gaiyou/1369810.htm (最終アクセス2016/8/10) (2007)
- 9) 岩瀧大樹・山崎洋史、「特別支援教育導入における教員の意識研究―期待される心理職の役割―」、東京海洋大学研究報告、5、pp17-27 (2009)
- 10) 前掲9)
- 11) 前掲5)、7)
- 12) 土井正城・加藤哲文、「スクールカウンセラーの職務内容の明確化がスクールカウンセラーと教員の連携促進に及ぼす効果」、カウンセリング研究、44、pp189-198 (2011)
- 13) 前掲9)